

早稲田教育叢書 刊行要領（改訂）

■ 目的

早稲田大学教育総合研究所（以下「研究所」と呼ぶ）がその社会的役割を果たすべく、研究所またはその構成員の研究成果を発表することを、刊行の目的とする。

■ 内容

次の項目のうちいずれかに該当するものとする。

(ア) 研究所の課題、公募研究の成果

(イ) 研究所兼任研究所員の独自の研究成果

いずれの場合も、政治的・宗教的中立性および人権への配慮を欠いてはならない。

■ 水準

次の項目のうちいずれかに寄与する程度とする。

(ア) 専門研究者の研究活動

(イ) 中等教育にたずさわる教育者の研鑽

(ウ) 大学院生または学部学生の専門領域における学習

(エ) 専門的知見による社会の啓蒙

いずれの場合も、その内容について、研究所にふさわしい水準であること

■ 量 A5版 150～200 ページ。原稿は 400 字詰め 300 枚程度。

■ 初版 1,200 部

■ 執筆資格

(ア) 編著者は研究所兼任研究所員とする。

(イ) 著者は次のいずれかに該当する者とする。

A. 兼任研究所員

B. 特別研究所員

C. 研究協力員

D. その他管理委員会が適切と認めたもの

著者の 3 分の 2 程度以上は研究所の兼任研究所員、特別研究所員または本学の助手の身分を有する研究協力員とする。

■ 献本

無償献本は 30 冊とする。

■ 刊行申請

刊行を申請する者は、次の書類を整え、毎年 9 月 30 日までに研究所に提出する。

(1) 申請書

(2) 紙面による完全原稿

(3) フロッピーディスク、CD-R、もしくは MO ディスクに入れた完全原稿データ

■ 刊行申請審査

刊行申請は、編集委員会が原稿内容に応じて指名する当該申請分野の研究者（複数予定）に審査を依頼し、その結果過去の補助状況を参考に、運営委員会、管理委員会の承認を得て決定する。

■ 表示義務

出版物には、研究所からこの出版補助を受けた旨を表示しなければならない。

(2006 年 1 月 26 日 管理委員会決定)

(2007 年 10 月 25 日 管理委員会改訂)

(2009 年 4 月 23 日 管理委員会改訂)